**平成27年基準改定による府内総生産の改定状況**

**要約**

平成27年基準改定に伴う名目府内総生産の改定状況は、以下のとおり。

・全ての年度で上方改定となった。平成27年度の改定額は1兆976億円で、改定前の2.8％に相当する。

・生産面から見ると、不動産業、保健衛生・社会事業、専門・科学技術、業務支援サービス業及び公務が大幅な上方改定となった。

・支出面から見ると、府内総資本形成及び財貨・サービスの移出入(純)が上方改定、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出が下方改定となった。

**１　はじめに**

基準改定とは、約５年おきに作成される産業連関表や国勢統計といった構造統計をベンチマーク(基準)として取り込み過去の計数を再推計することで、約５年ごとに行われます。

国民経済計算では、令和２年12月に平成27年基準改定(以下「27改定」という。)を行いました。27改定では、構造統計の取込みに加え、前回(平成23年)基準改定時に未対応だった国際基準(2008SNA)への対応や経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善も行われました。

これに合わせ、大阪府においても、令和元年度大阪府民経済計算で27改定を実施しました。この改定により、全ての計数を平成23年度まで遡って再計算しました[[1]](#footnote-2)ので、本稿では、名目府内総生産(以下単に「府内総生産」という。)の計数がどの程度改定されたかを確認します。

**２　平成27年基準改定の主な項目**

大阪府民経済計算の27改定に伴う変更は、大きく分けて２つ、国民経済計算の基準改定に準拠するもの(図2-1-1)と県民経済計算固有の課題に対応するもの(図表2-1-2)です。

**図表2-1-1　国民経済計算の平成27年基準改定に準拠した改定項目(主なもの)**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 概要 |
| ⑴ 改装・改修 (リフォーム・リニューアル) | 従来は全てを中間消費としていた建設補修のうち、機能の向上や耐用年数を延ばすような改装・改修を総固定資本形成として記録 |
| ⑵ 分譲住宅販売マージン等 | 「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を所有権移転費用として新たに総固定資本形成として記録 |
| ⑶ 娯楽作品原本、著作権等サービス | 映画原本、テレビ番組原本、音楽原本及び書籍原本を新たに総固定資本形成として記録。これに伴い、著作権の使用に対する受払を、従前の賃貸料(財産所得)ではなく著作権等サービスとして産出額に記録 |
| ⑷ リース区分 | 固定資産のリース取引について、リース区分(フィナンシャルリースとオペレーティングリース)に応じて記録 |
| ⑸ 住宅宿泊事業 | 住宅宿泊事業法等の定義を参考に、住宅宿泊サービス及び住宅宿泊仲介サービスの産出額を新たに推計 |

**図表2-1-2　県民経済計算固有の課題に対応するための改定項目(主なもの)**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 概要 |
| ⑹ 中央政府等の扱い変更 | 準地域概念を導入し、一般政府を中央政府等と地方政府等に分け、中央政府等はどの地域にも属さない域外(準地域)に位置するとの扱いに変更 |
| ⑺ 電気業の推計方法見直し | 産出額と中間投入額を積上げ方式で推計していたのを、全国値を電力調査統計表等の県別データで按分する方式に変更 |

**３　府内総生産の改定状況**

府内総生産の改定状況を示したのが図表2-1-3です。遡及改定した全ての年度(平成23年度～平成30年度)で上方改定となったことが分かります。改定額は年度によってばらつきがあり、平成27年度[[2]](#footnote-3)は1兆976億円で、これは改定前の2.8％に相当します。

府内総生産の増加率、いわゆる経済成長率の改定状況を示したのが図表2-1-4です。上方改定と下方改定が混在していますが、大まかな傾向は変わっていないことが分かります。最も大きいのは平成27年度で、1.2ポイントの上方改定(H23基準：2.1％→H27基準：3.3％)となりました。

**図表2-1-3　府内総生産(水準)の改定状況**



**図表2-1-4　府内総生産(増加率)の改定状況**

****

**４　経済活動別府内総生産の改定状況**

経済活動別に平成27年度の府内総生産の27改定前/後を比較したのが図表2-1-5です。

**図表2-1-5　経済活動別府内総生産(平成27年度)の改定状況**



(注) 表章単位未満の数値を端数処理していないため、表章上の値から算出される値と異なることがある。

改定額は、不動産業(4,789億円)、保健衛生・社会事業(4,225億円)、専門・科学技術、業務支援サービス業(3,470億円) 、公務(2,946億円)の順に大きくなっています。

不動産業は、分譲住宅の販売マージンや非住宅不動産の売買仲介手数料を新たに捕捉することになった[項目⑵][[3]](#footnote-4)ことで不動産仲介業の総生産額が上方改定となったことによるものです。

住宅宿泊事業[項目⑸]を新たに推計したことも不動産業の上方改定に影響しますが、まだ規模は大きくないため、金額的な影響は僅少でした。

保健衛生・社会事業は、大阪府の産出額に国の付加価値率を乗じて総生産額を推計していますが、国の付加価値率(＝総生産額÷産出額)の改定が27改定により上昇したため、総生産額が上方改定となりました。

専門・科学技術、業務支援サービス業は、国の計数を按分することで総生産額を推計していますが、国の産出額や総生産額が27改定により大きくなったため、大阪府でも上方改定となりました。

公務は、固定資本減耗(建物や機械・設備が生産の過程において減耗する価格)の推計方法を変更したことが影響しています。平成23年基準ではそれ以前の基準と値が大きく変わらないよう補正していましたが、平成27年基準から国のガイドライン[[4]](#footnote-5)が示す方法に完全に移行したため、上方改定となりました。

また、27改定で推計方法を見直した電気業[項目⑺]は770億円の下方改定となっています。

**５　需要項目別府内総生産の改定状況**

需要項目別に平成27年度の府内総生産の27改定前/後を比較したのが図表2-1-6です。

**図表2-1-6　需要項目別府内総生産(平成27年度)の改定状況**



(注1) 表章単位未満の数値を端数処理していないため、表章上の値から算出される値と異なることがある。

(注2) 「d.住宅・電気・ガス・水道」のH23基準は、「d.住居・電気・ガス・水道」の値である。

(注3) 「2.地方政府等最終消費支出」のH23基準は、政府最終消費支出の値(中央政府等の最終消費支出を含む)である。

改定額は、民間最終消費支出が8,009億円の下方改定、地方政府等最終消費支出が8,488億円の下方改定、府内総資本形成が1兆9,059億円の上方改定、財貨・サービスの移出入(純)が5,352億円の上方改定、統計上の不突合[[5]](#footnote-6)が3,063億円の上方改定となっています。

民間最終消費支出は、家計最終消費支出、特に住宅・電気・ガス・水道の下方改定が影響しています。平成23年基準ではそれ以前の基準と値が大きく変わらないよう補正していましたが、平成27年基準から国のガイドラインが示す方法に完全に移行したため、下方改定となりました。

地方政府等最終消費支出は、中央政府等の扱い変更[項目⑹]が影響しています。中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域(どの地域にも属さない域外)に存在する中央政府等に移出され、そこで最終消費することとなったことで、政府最終消費支出のうち中央政府等分が記録されなくなった[[6]](#footnote-7)ため、下方改定となりました。

府内総固定資本形成は、特に民間住宅と民間企業設備の上方改定が影響しています。民間住宅は改装・改修(リフォーム・リニューアル)[項目⑴]及び分譲住宅販売マージン[項目⑵]を新たに計上したことが、民間企業設備は改装・改修(リフォーム・リニューアル)[項目⑴]、非住宅不動産売買仲介手数料[項目⑵]及び娯楽作品原本[項目⑶]を新たに計上したことが上方改定に影響しています。

財貨・サービスの移出入(純)は、中央政府等の扱い変更[項目⑹]が影響しています。上述のとおり、政府最終消費支出のうち中央政府等分は域外に存在する中央政府等への移出として記録されることとなったため、上方改定となりました。

なお、府内における政府最終消費支出の減少分と同額が財貨・サービスの移出入(純)の増加分として記録されるため、府内総生産への影響はありません[[7]](#footnote-8)。

**６　終わりに**

本稿では、27改定の概要や改定に伴う府内総生産への影響を確認しました。その結果、平成27年度の改定額は1兆976億円で、改定前から2.8％の上方改定となったことが分かりました。

国際基準(2008SNA)への対応を含む基準改定は、大阪府経済の実態をより適切に反映しようとするものですが、その内容や影響は必ずしも利用者が理解しやすいものではありません。本稿が27改定についての理解の一助となれば幸いです。

[参考文献]

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 「国民経済計算の2015年(平成27年)基準改定について」 『季刊国民経済計算』第166号,2020年11月

1. 国民経済計算では平成6(1994)年/年度まで遡って再計算されているが、県民経済計算では基礎統計の制約等により平成23(2011)年度までとなっている。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 以降、新たな基準年である平成27暦年に最も近い平成27年度を対象に分析する。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 図表2-1-1又は図表2-1-2の項目番号を示す。以下同様。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 「県民経済計算推計方法ガイドライン(2015年(平成27年)基準版)」(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部)のこと。内閣府HPで公開されている。  
   https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\_list/kenmin/files/contents/sakusei.html [↑](#footnote-ref-5)
5. 生産系列で求めた府内総生産から統計上の不突合以外の最終需要項目の額を差し引いて求める残差項目であるため、上方改定の要因は分析しない。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 域内における政府最終消費支出は地方政府等に係るものに限られるため、名称が「政府最終消費支出」から「地方政府等最終消費支出」になった。 [↑](#footnote-ref-7)
7. 財貨・サービスの移出入(純)には2015年大阪府産業連関表を取り込んだ影響もあるため、改定額は地方政府等最終消費支出と同水準にならない。 [↑](#footnote-ref-8)